

日本人学校調査から見える特別支援教育の現状について

—平成27年度調査報告—

玉木宗久・伊藤由美・横尾 俊・牧野泰美・藤本裕人・明官 茂
(教育支援部)

要旨：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では4年前から文部科学省国際教育課と共同で日本人学校への調査を行っている。この調査では、障害と診断されている幼児児童生徒や障害と診断されていないが配慮を必要とする幼児児童生徒の人数、また、そうした子どもへの校内支援体制や指導体制等について尋ねている。本稿では平成27年度の調査結果について報告すると共に、平成24-26年度の調査結果も踏まえ日本人学校における特別支援教育の現状について検討した。

見出し語：日本人学校、特別支援教育、国内との比較、経年変化

I. はじめに

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、我が国の障害のある子どもの教育に関するナショナルセンターの役割として、国外に在住する日本人学校および保護者等からの教育相談を行っている。

この業務を遂行するための情報収集および日本人学校における特別支援教育への支援をすすめるために、平成19年度から毎年、日本人学校における特別支援教育の実施状況等について調査を行っている。

平成24年度からは、文部科学省国際教育課が毎年度行っている「教育課程等実施状況調査」に「特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況」に関する質問内容を追加し、共同で調査を行っている。本稿では、平成27年4月15日現在の状況について調査した結果を報告し、平成24-26年度の調査結果(海津・田中・伊藤・横尾・尾崎, 2015. 国立特別支援教育総合研究所, 2013, 2014)も踏まえ、日本人学校における特別支援教育の現状について検討した。

II. 日本人学校における特別支援教育に関する調査

1. 方法

1) 調査対象と手続き

全日本人学校89校(94校舎)^{注1)}を対象に、文部科学省国際教育課が毎年度行っている「教育課程等実施状況調査」に「特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況」に関する質問内容を追加し、共同で調査を行った。調査対象校への調査の依頼、調査用紙の配布(e-mail)、回答用紙の回収は、全て国際教育課が行った。平成27年5月13日に調査依頼をし、同年6月12日をメ切とした。なお、回答にあたっては平成27年4月15日現在の時点での状況について回答を求めた。

2) 調査内容

国際教育課においては、学校の基幹データ(幼児児童生徒数等)、教育課程実施状況等について調査を行った。本研究所においては、(a)「障害と診断されている幼児児童生徒の在籍状況」、(b)「診断はされていないが、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の在籍状況」、(c)「校内の支援体制」、(d)「特別な配慮が必要な幼児児童生徒に対する指導状況」、(e)「特別な配慮を必要とする児童生徒に対する指

導上の配慮, 工夫, 課題」などについて調査を行った。

2. 調査結果

89校, 94校舎から回答を得た。回収率は100%であった。表1には地域別にみた学校, 及び校舎数を示した。在籍している幼児児童生徒数は, 幼稚園部693名, 小学部16,130名, 中学部4,512名であった。

表1 地域別による学校, 及び校舎数

	学校	校舎	特別支援 a) 該当校舎
アジア	36	41	27
中東	8	8	2
大洋州	3	3	1
北米	4	4	3
中南米	14	14	7
アフリカ	3	3	1
欧州	21	21	9
合計	89	94	50

a) 障害と診断されている幼児児童生徒, あるいは, 障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒が在籍している校舎数

1) 障害と診断されている幼児児童生徒在籍状況

障害と診断されている幼児児童生徒数は, 表2に示すように幼稚園部, 小学部, 中学部を合わせて125名であった。

表2 障害と診断されている幼児児童生徒数

	幼稚園部	小学部	中学部	合計
知的障害	0	14	5	19
肢体不自由	0	4	0	4
病弱・身体虚弱	0	0	0	0
視覚障害	1	1	0	2
聴覚障害	3	4	2	9
言語障害	0	7	0	7
発達障害	0	63	18	81
その他	0	3	0	3
合計	4	96	25	125

障害種別では, 発達障害と診断されている子どもが最も多く, 次いで, 知的障害であった。障害と診断されている子どものそれぞれの学部での割合は, 幼稚園部は4名で0.58%, 小学部は96名で0.59%, 中学部は25名で0.55%であった。

図1に, 障害と診断されている幼児児童生徒数の過去4年間のデータを示した。全体に人数が減少しており, 特に知的障害と診断されている子ども, 及びその他に分類されている子どもの人数が減少する傾向がみられた。

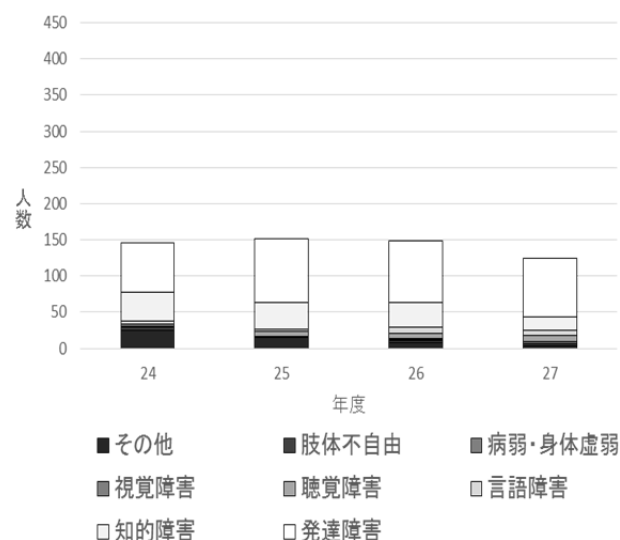


図1 障害と診断されている幼児児童生徒数の経年変化

2) 障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の在籍状況

障害と診断されていないが, 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数は, 表3に示すように427名であった。

内訳は, 日本語の未習得の子どもに次いで, ADHD的傾向のある子どもの人数が多かった。いわゆる発達障害の傾向のある子ども(自閉的傾向, LD的傾向, ADHD的傾向)は191名で, 特別な配慮を必要とする子どもの約半数を占めた。

障害と診断されていないが, 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒のそれぞれの学部での割合は, 幼稚園部では31名で4.47%, 小学部では337名で2.09%, 中学部では59名で1.39%であった。

表3 障害とは診断はされていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数

	幼稚部	小学部	中学部	合計
知的な遅れ	0	28	8	36
自閉的傾向	0	40	16	56
LD的傾向	3	39	7	49
ADHD的傾向	0	79	7	86
日本語未習得	25	125	15	165
その他	3	26	6	35
合計	31	337	59	427

なお、1)の障害と診断されている幼児児童生徒のうち、発達障害と診断されている児童生徒数(小学部と中学部の合計)が81名、2)の発達障害の傾向がみられる児童生徒数(小学部と中学部の合計)が188名であり、合わせると269名であった。この割合は小・中学部全体の1.30%であった。

図2に、障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数の過去4年間のデータを示した。発達障害の傾向のある子ども(約1.7倍)、及び日本語の未習得の子ども(約3倍)の人数が年々増加し、全体の人数も4年前の約2倍に増加していた。

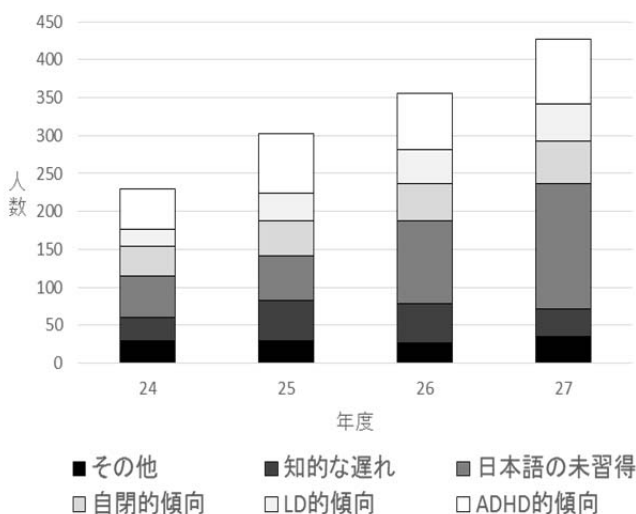


図2 障害と診断されていないが、特別な配慮を必要とする幼児児童生徒数の経年変化

3) 日本人学校における校内支援体制の状況

ここでは、「校内委員会が設置されているか」、「特別支援教育コーディネーターを指名しているか」、「特別な配慮を必要とする子どもの実態把握を行っているか」、「特別な配慮を必要とする子どもの個別の指導計画を作成しているか」、「特別支援教育に関する研修を行っているか」、「専門機関から指導・助言を受けているか」^{注2)}について尋ねた。これらの項目は、文部科学省特別支援教育課が毎年度実施している国内の学校を対象とした「特別支援教育体制整備状況調査」の内容をほぼ踏襲している。

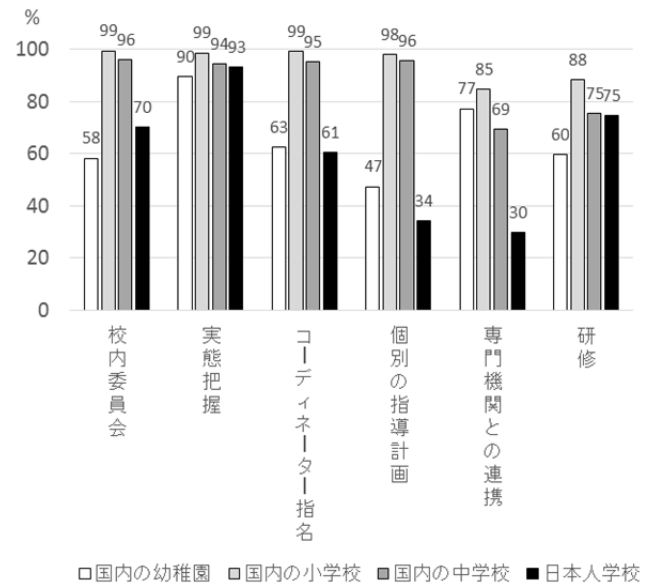


図3 特別支援教育体制整備に関する国内状況と日本人学校との比較

各質問に対する回答数(n)の範囲は70-74校であった。平成26年度の特別支援教育体制整備状況調査報告(文部科学省特別支援教育課, 2015)と比較した結果、校内委員会の設置状況については、国内の小・中学校が90%台であるのに対し、日本人学校では70%であった。同様に、コーディネーター指名と個別の指導計画の作成状況についても、国内の小・中学校の90%台に対し、日本人学校はそれぞれ61%と34%であった。さらに、専門機関との連携の実施についても、国内の小・中学校(85%, 69%)

よりも日本人学校（30%）の方が明らかに低い値であった。一方、実態把握については、日本人学校（93%）でも国内の小・中学校（99%、94%）に迫る割合を示した。特別支援教育に関する研修の実施についても、日本人学校の75%は国内の中学校と同じ割合であった。

本稿では、この他に独自に「支援員等を活用しているか」について尋ねた。回答のあった70校のうち24.3%が「活用している」と回答した。また、「特別な配慮が必要な幼児児童生徒の受け入れ」の状況についても質問した。その結果、回答のあった44校のうち「受け入れている」が9%の学校、「相談して受け入れるかを決めている」が77%、「受け入れが困難である」が14%であった。

図4に、日本人学校における特別支援教育体制整備の経年変化を示した。いずれの項目についても、体制整備が4年前と比べ進んでいることがわかった。

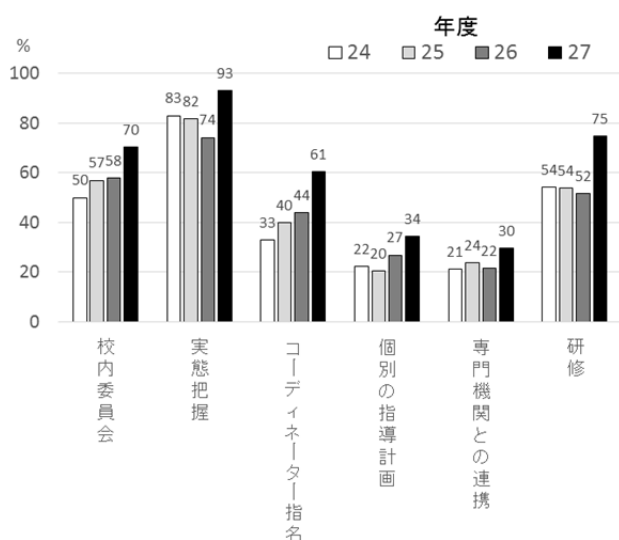


図4 日本人学校における特別支援教育体制整備の経年変化

4) 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する指導状況

障害と診断されている、あるいは障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒が在籍している校舎数は50校で、全体の53%で

あった（表1）。

このうち「特別な指導の場として、特別支援学級を設置している」と回答した学校は9校あった。また、「特別な指導の場として、特別支援学級以外に、通級指導教室（リソースルーム）等を設置している」と回答した学校は8校であった。両方を「設置している」と回答した学校は3校であった。

具体的な指導の実施状況については2つのことを尋ねた。50校のうち34校から回答が得られた。「通常の学級の授業時間内に個別の配慮や支援をしていますか」に対しては91%の学校が「はい」の回答を選択した。「通常の学級の授業時間以外に個別指導をしていますか」に対しては41%の学校が「はい」の回答であった。

「指導体制や支援体制は十分に整っているか」を尋ねたところ、回答があった32校のうち「十分に整っている」が3%、「わりと整っている」が47%、「あまり整っていない」が28%、「ほとんど／まったく整っていない」が22%で、半数近くの学校で指導体制や支援体制の整備の遅れを感じていることがわかった。

5) 特別な配慮を必要とする幼児児童生徒に対する実際に行っている指導上の配慮点や工夫点、及び課題

これらの観点に対して、自由記述で回答を求めた。以下に内容の一部を挙げた。

(1) 指導上の配慮点や工夫点

- ・ 子どもの情報を校内全体で共有
- ・ 校内委員会等によるチームでの対応
- ・ 管理職等による担任のサポート
- ・ 就学指導委員会等の設置（編入・入学の検討）
- ・ 個別の支援計画、個別の指導計画の作成、及びそれらを活用しての保護者との連携
- ・ 保護者の意向を踏まえた支援内容の決定
- ・ 個別対応のための工夫（学級編成、支援体制の工夫、支援員、少人数指導担当、コーディネー

ター、ボランティア、特別支援担当教員、TT等の利用、州政府補助金の申請、など)

- ・ 取り出しによる個別指導の実施
- ・ 国語、算数における取り出し指導
- ・ SST（ソーシャルスキルトレーニング）等のための通級による指導や取り出し指導
- ・ 通常の学級内、授業内での個別的対応の充実
- ・ メールや電話による専門家からの助言
- ・ 外部の大学等の専門家の活用
- ・ 子どもの特性に合わせた指導、教材、環境の工夫（個別のプリントや課題の準備、視覚／聴覚の手がかり、座席の配慮、机間指導、見通しのもてる授業、など）
- ・ 外部相談機関やスクールカウンセラーの活用
- ・ 保護者会や学級活動を通じた理解啓発
- ・ 生活習慣や学習習慣の定着のための家庭との連携

（2）指導上の課題

- ・ 十分な受け入れ体制が整っていない（校内における特別支援教育体制づくり）
- ・ 専門的知識を有した人材の確保
- ・ 個別対応のための体制整備作り（人的な不足、ニーズのある子どもの増加、など）
- ・ （言葉の壁による）関係機関や専門機関との連携の難しさ
- ・ 医師などの専門家がない（専門家による巡回指導や検査などが活用できない）
- ・ 研修機会がない・少ない
- ・ 国内の先進的な情報を入手できない
- ・ 障害や個別対応に対する周囲の理解
- ・ 家庭や職員との情報共有、引き継ぎの難しさ
- ・ 指導をする教室の確保など、施設等の制約
- ・ 子どもの特性や実態に応じた教材づくり

Ⅲ まとめ

本稿では、平成 27 年 4 月現在の日本人学校にお

ける障害と診断されている幼児児童生徒または、障害と診断されていないが特別な配慮を必要とする幼児児童生徒の人数を報告した。その中で「発達障害と診断されている幼児児童生徒」と「発達障害の傾向がみられる幼児児童生徒」（いずれも小学部と中学部の合計）の割合は 1.3%であった。これは、平成 24 年に行われた文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果（約 6.5%）と比べると低い割合である。しかし、過去 4 年間の調査結果を見ると、学校内で何らかの特別な配慮を要する幼児児童生徒一特に、発達障害の傾向のある子ども、及び日本語未習得の子ども一の人数は年々増加しており、こうした子どもへの支援の必要性の高まりが推察できる。

日本人学校における校内の支援体制については、過去 4 年間のデータから徐々にその整備が進んでいる状況が窺えた。特に「特別な配慮を必要とする子どもの実態把握」については約 93%の学校が行っており、これは国内の小・中学校と比較しても遜色ない数値といえる。また、国内の中学校と同程度に 75%の日本人学校で「特別支援教育に関する研修」が実施されていることは特筆すべきことといえる。

一方で、「校内委員会の設置」が約 7 割、「特別支援教育コーディネーターの指名」は約 6 割、「個別の指導計画の作成」と「専門機関との連携」は約 3 割と、国内の状況と比較すると未だ課題も大きい現状にあることがわかった。また、特別な配慮を必要とする子どもが在籍している学校では、その約半数が指導体制や支援体制は「あまり整っていない」、あるいは「まったく／ほとんど整っていない」と感じていることが示唆された。本研究所をはじめ、日本人学校を支援する機関等においては、こうした状況を把握し、特別な配慮を必要とする子どもへの指導体制や校内支援体制の充実を促すより具体的な対策について検討していく必要があると考えられる。

注1) 同じ日本人学校名であっても、学部等により校舎が異なり、それぞれに校長が任命され、独自の学校経営を行っている。それゆえ、日本人学校としては89校であるが、94校舎からの回答となる。

注2) 日本人学校を対象とした本調査においては、「専門機関から指導・助言を受けているか」について尋ねているが、国内の特別支援教育体制整備状況調査では、「巡回相談員の活用状況」という項目であり、完全に一致する内容ではないが、ここでは対比させている。

引用文献

海津亜希子・田中良広・伊藤由美・横尾俊・尾崎祐三 (2015). 日本人学校調査から見える特別支援教育の現状について. 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第4号, 38-41.

国立特別支援教育総合研究所教育支援部 (2013). 平成24年度日本人学校における特別支援教育の状況について. (未公開データ)

国立特別支援教育総合研究所教育支援部 (2014). 平成25年度日本人学校における特別支援教育の状況について. (未公開データ)

文部科学省特別支援教育課 (2012). 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm (アクセス日, 2015-09-07)

文部科学省特別支援教育課 (2015). 平成26年度特別支援教育体制整備状況調査結果について. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1345091.htm (アクセス日, 2015-09-07)